

**【回答】**

企業型DCの加入者になることができない企業型DC老齢給付金の受給権を有する者等とは、企業型DCの老齢給付金の裁定請求を行い、老齢給付金を受給中又は受給を終了した者をいい、老齢給付金の受給要件を満たしていても裁定請求を行っていない者はこれに該当しません（確定拠出年金Q&A No.102-2）。

質問のケースでは、iDeCoの老齢給付金の受給権を有する者に該当しますので、iDeCoへの再加入はできませんが、企業型DCへの加入は可能です。

また、iDeCo加入者となることができないiDeCoの老齢給付金の受給権を有する者についても、iDeCoの老齢給付金の裁定請求を行い、老齢給付金を受給中又は受給を終了した者をいいます（確定拠出年金Q&A No.230）ので、これに該当しなければ、iDeCoへの加入は可能です。

なお、企業型DCは規約によって加入可能年齢が異なり、また、60歳以上でiDeCoに加入するには、国民年金の第2号被保険者又は国民年金の任意加入被保険者であることが要件となるため、加入の要件を満たすかどうかは別途確認が必要となります。